

令和2年7月30日

大阪府内に所在する保険薬局 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会 長 乾 英 夫

薬局における薬剤交付支援事業について（その2）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」については、本年5月8日付にてお知らせしたとおり、限られた財源の中できるだけ偏りなく、必要な患者に対して支援できるよう、日薬作成「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」（以下「留意点」という。）に基づきご協力いただいているところで

す。

今般、第二次補正予算の成立を受け、留意点が一部改正され、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の請求額について下記のとおり変更されました。

再び感染拡大が懸念される状況に鑑み、本事業の円滑な実施にご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

本事業への請求額

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

0410 対応	100 円	→ <u>300 円</u>	} 患者負担は変更なし
CoV 自宅・CoV 宿泊	300 円	→ <u>500 円</u>	

配送業者を利用した場合：変更なし

※ 事業開始時に遡って適用されます。報告済を提出し直す必要はありません。

8月報告分から変更後の金額で報告してください。

以上

薬局における薬剤交付支援事業について

大阪府薬 Ver2. 20200730

○ 事業期間

予算成立日（4月30日）以降、令和2年度末（令和3年2月末日分）まで。
ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了となります。

○ 補助対象

以下の事務連絡等に基づき、調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用を補助します。

- 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

0410 対応

- ・ 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
- ・ 令和2年4月24日事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

CoV 自宅

- ・ 令和2年4月2日事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」

CoV 宿泊

- ・ 令和2年4月2日事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」

○ 配送方法

薬局の従事者が直接届けることを基本とし、困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。

○ 支援の金額について

処方箋	配送方法	配送料等	府薬への請求額	患者負担
0410 対応	薬局の従事者	500 円	300 円	200 円
	配送業者	配送料	配送料 － 200 円	
CoV 自宅	薬局の従事者	500 円	500 円	0 円
CoV 宿泊	配送業者	配送料	配送料全額	

- 以下については、支援の対象外のため、本事業へ請求はできません。
 - ・ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料（患者負担）
 - ・ 「0410 対応」と記載された処方箋について患者が来局した場合
- 1 か所に複数人分を届けた場合であっても、配送料等は 1 件として請求してください。

○ 配送に係る費用の請求手続き

実施状況について、Web システムにより A・B ともに報告してください。

A. 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況

<https://forms.gle/MswR82QggkvuvnV6>



- ※ 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行った事例(0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊)は、本会へ請求を行わないものも含めて全件報告してください。
- ※ 実施日から 1 週間以内にご報告いただきますようご協力をお願いします。
- ※ 申請の根拠となる資料として以下の保存が求められます。

(根拠となる資料の例)

- ・ 処方箋の写し
(備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの)
- ・ 配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

B. 薬局基本情報・当該月のすべての処方箋受付回数

<https://forms.gle/Y2dXn9riby6141o66>

- ※ 当該月の 翌月 15 日までにご報告ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 電話やスマホで薬の説明を受け、 ご自宅でお薬を受け取ることができます。

新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、医療機関から患者さんが希望される薬局へ処方箋をFAX等により送信し、患者さんはご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。



1 受診

医師の診療を受けます
(電話等での診療が受けられる場合があります)

できるだけ**お住まいの近く**
の薬局をご利用ください。
(電話での説明が難しい場合
など、直接お渡しする必要があります)

2 薬局を選ぶ

- 受診時に「自宅でお薬を受け取ります」と、**薬局名を伝えてください**。
- 処方箋は医療機関から薬局に直接送られます。



3 薬局へ連絡 (電話)

- 保険証の情報や連絡先、住所などをお伝えください。
- 薬局から薬のお渡し (配送) 方法や、支払方法をお伝えします。



- お手元に**保険証**、**お薬手帳**をご用意ください。

4 薬の説明

薬剤師が、電話等で
服薬指導を行います。

薬を安全にご使用いただくため、
薬剤師がお尋ねします。

- ほかに使用している薬
- 治療中の病気 ● アレルギー など

※具体的な対応は、
薬局の指示に
従ってください。



5 お薬の受取

薬を受け取ったら中身を確認し、**薬局へ連絡 (電話) してください**。

6 薬の使用

- 用法・用量を守って正しくお使いください。
- 薬を使って**気になったことや、体調の変化**がありましたら、必ず薬剤師にお伝えください。

- 薬の使用期間中、**薬剤師**が電話等で**確認**をすることがあります。
- 必要な情報については、医療機関にお伝えすることもできます。

